2021年度 第4回全国健康保険協会佐賀支部評議会議事録

- ◎日 時 2022年1月13日(木)10:00~11:30
- ◎場 所 全国健康保険協会佐賀支部 7 階会議室
- ◎出席者 学識経験者(蕪竹評議員、中島評議員、平部評議員)事業主代表(江島評議員、宮原評議員、吉村評議員)被保険者代表(高祖評議員、田中評議員、八谷評議員)50 音順

オブザーバー 佐賀県国民健康保険課、佐賀県健康増進課

◎傍聴者 福岡県立大学生 2名

◎議題

- 1. 令和 4 年度支部保険料率について
- 2. 令和 4 年度佐賀支部事業計画 (案) 及び保険者機能強化予算 (案) について
- 3. その他

◎主な意見等

1. 令和4年度支部保険料率について

資料 1-1、1-2 に基づき、事務局から説明。 主なご意見等は以下のとおり。

【事業主代表】

保険料率の決定に関して、単年度収支均衡が原則であるが、5年間の収支見通しを作成し、公表するものと健康保険法に載っている。しかしながら、中長期的に考えるとして10年間の収支見通しが示されており、近年では10年間の収支見通しの考え方が固定化しているように感じる。運営委員会において5年間を超えて検討することに異論はないが、保険料率を見込む期間は健康保険法第160条からも5年間で足りるものと認識している。

また、準備金においても、法律で規定されているのは、保険給付費の1か月分であり、準備金が際限なく積み上がっている現状を鑑みても、単年度均衡保険料率までの引き下げや、引き下げが困難なのであれば、準備金を活用し、加入者等への還元を検討すべきである。

【学識経験者】

資料 1-1 (運営委員会資料) を見ると、なるべく平均保険料率 10%を維持していくことが

事業主の立場に立っても望ましいという意見があるが、中小・零細企業にとっては、保険料率の変動があったとしても、少しでも保険料率を引き下げた方が助かるという事は分かりきっている。平均保険料率や準備金の在り方については、答えありきで運営委員会において議論されているのではないかという印象をずっと感じていた。準備金が4兆円を超え、ようやく最近準備金の活用について議論されるようになったが、言い方は悪いがアリバイ作りのために、保健事業の充実に向けて検討しているように感じてしまう。

【学識経験者】

最高と最低の保険料率の較差が 1.18%から 1.49%に拡大しており、標準報酬月額が 30 万円の場合、金額ベースにすると月額 4,470 円、年間では 53,640 円の差になるとの報告であったが、2040 年に向けて高齢化率も上昇し、今後も較差の拡がりが予測される中、様々な文献を読んでも多くの識者が医療・介護制度の見直しを提言している。そもそも、現在の医療保険にかかる各種政策は限界がきており、支部評議会での議論を超えるものにはなるが、医療保険制度そのものを一から見直すべき時期に来ていると思っている。都道府県単位保険料率の弊害が顕在化しており、原点である全国一律の保険料率に回帰すべきであると考える。

【被保険者代表】

あたかも事業主の立場に立ったような意見が掲載されているが実情に即していない。法律や施行令に書かれていることを遵守すべきである。準備金について積立額の上限は法律上設定されてはいないが、コロナ禍といった特殊な社会情勢を踏まえ、変えていかなければならないのではないか。雇用保険の分野ではこれまで、財政がそこまで緊迫していなかったので保険料率を据え置いてきたが、財政が厳しくなったので来年度は、雇用保険料率を引き上げるという考え方である。なぜ協会けんぽは単年度収支均衡の原則通りに、雇用保険と同じ考え方で保険料率を設定することが出来ないのか、甚だ疑問である。

【事業主代表】

将来的な人口構造の変化にともなう高齢化率の上昇等を見据えて 10%維持としているように感じるが、5年収支見通しに基づき保険料率の議論をすべきであり、見通しより財政状況が悪化した場合には、その際に保険料率を引き上げれば済むことである。あくまでも単年度収支原則の考え方に沿った平均保険料率を設定すべきであり、事業主の立場としては平均保険料率を据え置くことについては承服できない。

【事業主代表】

経営者の感覚としては、準備金を漠然と積み上げることは理解し難い。運用や、還元策を

考えるべきである。企業は、コロナ禍であっても従業員の待遇を改善していかなければならず、雇用保険も含めて負担ばかりが増えており、このままでは立ち行かなくなる企業も多くなる。

【学識経験者】

事業主や被保険者が納めた保険料が準備金として積み上がっているのであれば、ステークホルダーとして、適正な保険料率の水準ではないと意見をするのは当然である。準備金が内部留保され、平均保険料率の引き下げに使われないというのは、事業主や被保険者の理解は得られないであろう。また、保険料で運営している雇用保険と同じ原理原則で運用するべきである。準備金は最低1か月積み立てなければならないとあるが、過剰な積み立てについてステークホルダーが合意したものではない。

【事業主代表】

資料 1-1 の中で、更なる保健事業の充実に向けた検討とあるが、保険料率に関する議論であるにも関わらず論点のすり替えではないか。また、新規事業を行うにあたって支部の予算の範囲内から実施するようになるのか。

【事務局】

現在の支部予算に当該事業に要する費用を計上して実施するものである。また、準備金は 直接取り崩すことができないため、支出額が増加すると、収支差が縮小することになり、そ の分新たに準備金として積み上がる額も縮小するということである。

2. 令和4年度佐賀支部事業計画(案)及び保険者機能強化予算(案)について

資料 2-1、資料 2-1、参考資料 2-1、2-2 に基づき、事務局から説明。 主なご意見等は以下のとおり。

【学識経験者】

上手な医療のかかり方に関する働きかけとして、軽減額通知の送付とあるが、被保険者の みならず、被扶養者も対象に含まれるのか。

【事務局】

時間外受診等を行った 7 歳以上を送付対象として想定しており、被扶養者も案内の対象となる。本事業はあくまでも上手な医療のかかり方の啓発であり、必要な受診を抑制するも

のではなく、緊急性の高い者に対しては通知を行わない。また、同様の事業を実施している 支部があるため、取組み事例を参考に実施する予定である。

【学識経験者】

ターゲットに直接働きかけを行うことは効果的だと思う。

【事業主代表】

弁護士名を活用した文書催告や、第三者行為による傷病届の届出催告業務委託について、 発生した債権額や、回収額、回収に要した費用など、費用対効果に関するデータはあるのか。 コスト意識を持って事業に取組んでもらいたい。

【事務局】

手元にデータがないため、次回以降の評議会で提示したい。

【事業主代表】

働き方改革が推進される現代だが、個人での高額療養費制度の手続きを省略し、協会の事務負担を減らすような計画はあるのか。

【事務局】

マイナンバーカードの健康保険証利用により、医療機関等の窓口で加入している医療保険制度や自己負担限度額等の確認ができるようになっており、普及することで協会の事務負担が軽減されるようになる。

【事業主代表】

コロナ禍でマイナポータルを通じた特別定額給付金のオンライン申請が可能になったことにより、マイナンバーカードの発行数も増加しているのではないか。

【事務局】

政府によるテレビ CM をはじめとする広報、ポイント付与の影響もあり、発行数や、健康 保険証利用登録件数は徐々に増加しているようである。

【学識経験者】

佐賀支部の保険料率が高い背景には、医療機関等を多く受診していることが影響している。その中で、加入者の行動変容を促すことも大事だが、医療提供側への働きかけが重要であり、ジェネリック医薬品の使用割合向上についても同じことがいえる。

3. その他

資料3に基づき、事務局から説明。 主なご意見等は特になし。

以上

令和 年 月 日

議事録署名人 印